

## 第9回 特許の外国出願は どのように行われるのか

日本で特許権を取得したとしても、その効力は日本国内で認められるに止まり、外国では認められません（各国特許独立の原則）。

国境を越えて活動を行う企業にとっては、特許権を製品輸出先の国ごとに取得する必要があり、その制度も整備されています。

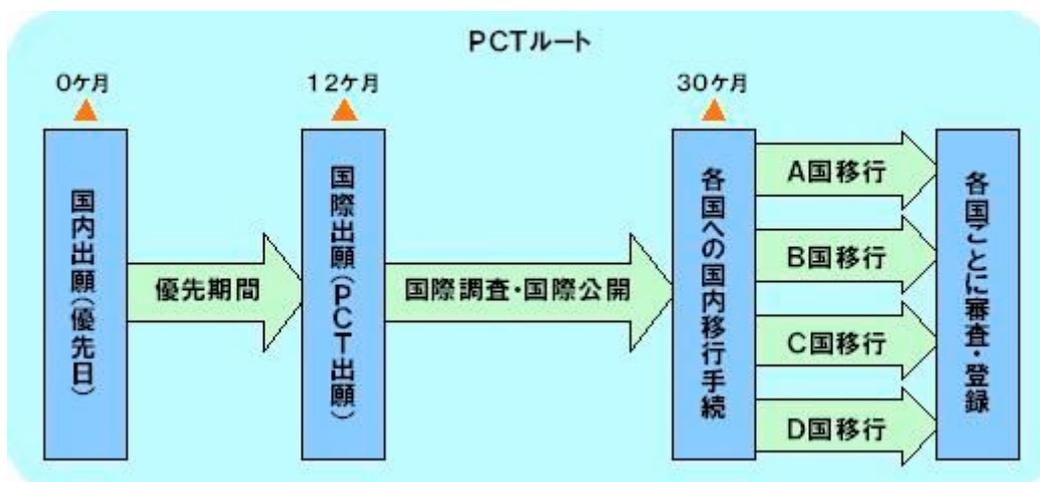
### ● PCT出願（国際特許出願）

PCT（特許協力条約）に基づいて、国際的に統一された手続を日本国の特許庁に対して行うことにより、PCTの各締約国（世界の主要国が加盟）に対して特許出願をしたのと同じ効果が得られます。

日本の企業は、日本国特許庁に対する最初の特許出願の日から12ヶ月以内に、優先権を主張して、日本国特許庁に国際出願をすることによって、すべてのPCT締約国でも当該発明の出願があったものとみなされます。

尚、優先権がないときは、最初から日本国特許庁に国際出願します。

その後、国際出願の日（又は優先日）から30ヶ月以内に、特許化を希望する各国特許庁（日本国含む場合あり。）に特許出願の手続を行えばよいのです。



### ● 各国への直接出願（パリ条約ルート・欧州特許条約ルートなど）

上記のPCT出願の他に、パリ条約ルートや欧州特許条約（EPC）ルートがあります。

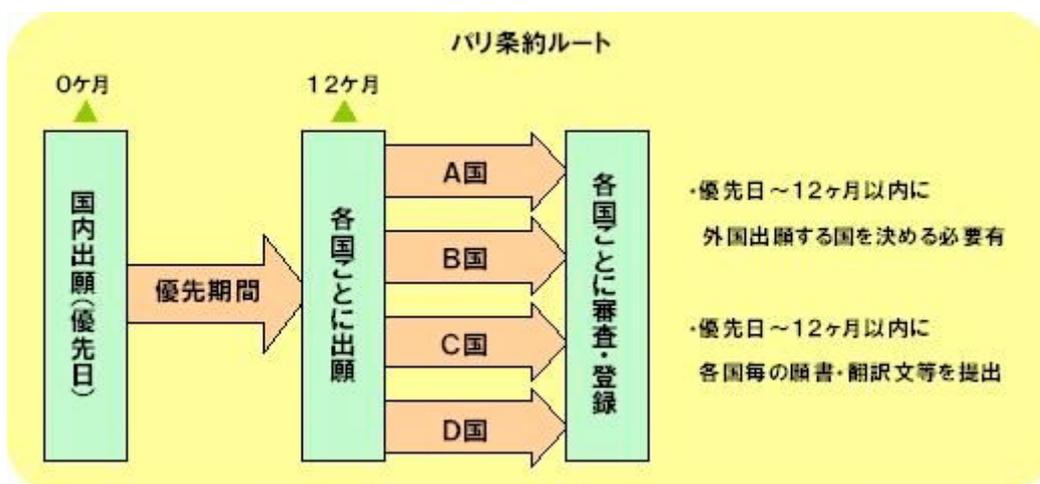
パリ条約ルートは、まず、日本国特許庁に特許出願をした上で、この最初の特

許出願の日から12ヶ月以内に、パリ条約に基づく優先権を主張して、パリ条約の同盟国（世界のほとんどが加盟）毎に特許出願をすることができます。

この手続により、各同盟国においても、日本における出願日に出願したのと同様の扱いを受けることができます。

このルートの場合、外国出願は、最初から各国の特許庁に対し、各国の法令に従って行う必要があります。

欧州におけるEPCルートは、欧州特許庁に出願すると、その出願は一括して審査がなされ、登録以降は各国の国内法に基づいた取り扱いがなされます。



### ● PCT出願・パリ条約ルート出願の優劣

上記のように、PCTルートの外国出願は、特許化したい国を特定するのが、日本国特許庁に対する特許出願の日（又は優先日）から30ヶ月以内という長期であるため、特許化したい国の特定が困難な場合に適しています。

一方、パリ条約ルートの外国出願は、日本国特許庁に対する最初の特許出願の日（又は優先日）から1年以内という短期間に特許化したい国を特定できる場合に利用するのに適しており、経費の上からも利点があります。

ただし、各国ごとに規定された願書等の様式に従って手続をする必要があり、翻訳文も短期間で準備しなければなりません。

次回（第10回）は、

「政府の指針、方策は？ 民間への影響は！」についてお話しをします。